

土地改良の仕事PR動画等制作業務仕様書

1 業務名

土地改良の仕事PR動画等制作業務

2 業務の目的

土地改良の仕事の魅力や歴史、土地改良施設の役割等について、広く情報発信し、土地改良のイメージ向上を図るための動画を制作することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 「土地改良の仕事の意義・やりがい等の魅力」動画の作成

- ・対象 農業土木関係の大学、農業高校の学生
- ・目的 青森県内の土地改良関係業種への就業意識を高める
- ・作成動画

①仕事の魅力PR動画 3本（各5分程度）

県、土地改良事業団体連合会、建設業、測量設計業など、農業土木関係の仕事に従事している若手職員の出演を想定している。

②上記PR動画をまとめたダイジェスト版 1本（2～3分）

(2) 「土地改良の歴史、農村風景及び四季を通じた土地改良施設の役割と必要性」動画の作成

- ・対象 一般県民等（概ね高校生以上）
- ・目的 県民の土地改良への興味やイメージの向上を図る
- ・作成動画（R3～R4の2か年で作成する）

①歴史等動画 2本（各15分程度）

世界かんがい遺産に登録されている「土淵堰」を中心とした津軽編と、「稻生川」を中心とした県南編を想定している。

- ・動画作成の実施範囲

作業項目	令和3年度	令和4年度予定
企画構成・演出	○	—
撮影（ドローン含む）	○（夏～冬）	○（春）
粗編集・本編集	—	○
美術（字幕等）・音楽	—	○
ナレーション	—	○

(3) 実績報告書の作成・納品

本業務に係る実績報告書とDVD-Rに保存した動画の電子データを併せ、1部提出する。提出場所は、青森県庁農林水産部農村整備課とする。

4 動画撮影・制作に関する留意事項

- ・動画制作に当たり、発注者と協議の上、一部既存の素材を使用することも可とするが、本業務で作成した動画に関する権利は、発注者に帰属することとする。
- ・受託者は、事業実施に当たり、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報を適切に取り扱うこと。
- ・委託業務の遂行においては、民法、小型無人機等飛行禁止法、労働基準法、その他関係法令を遵守すること。

5 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）までとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。